

令和8年度宮城県教職員互助会事業一覧

区分	給付の種類等	対象者	給付条件等	給付額及び支給基準等
短期給付事業	医療補給金 家族医療補給金	会・被	会員及び会員の被扶養者が疾病のため療養を受けたとき。	自己負担額から共済組合法又は健康保険法の規定による給付額及び6,000円を控除した額（100円未満の端数切り捨て）
	療養補給金	会	会員が病気又は負傷し、療養のため休職したとき。	休職期間のうち、県などから給与等を受けない期間（共済組合法又は健康保険法による傷病手当金、同附加金の支給期間を経過した後の期間） 1ヶ月につき 100,000円 （当該期間に1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。）
	出産祝金	会・配	会員及び会員の配偶者が出産したとき。	出産児1人につき 30,000円
	介護休暇補給金	会	会員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等により、介護休暇又は介護時間を認められたとき。	介護休暇1日につき掛金の基礎となった給料日額に67/100を乗じた額（共済組合の介護休業手当金又は雇用保険法の介護休業給付を控除した額）
	災害見舞金	会	会員が風水害火災その他の非常災害により、その住居若しくは家財に損害を受けたとき、又は通勤等に用いる自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）が損害を受け廃車したとき。	(1) 1級 600,000円 (2) 2級 400,000円 (3) 3級 200,000円 (4) 4級 100,000円 (5) 通勤等に用いる自動車を廃車したとき 50,000円
	障害見舞金	会	会員が病気にかかり又は負傷し、その傷病の結果退職したとき。	(1) 1級 300,000円 (2) 2級 200,000円 (3) 3級 100,000円 (4) 障害一時金程度 50,000円
	死亡弔慰金	会 その他	会員、配偶者及びその被扶養者又は実父母、実子が死亡したとき。 （同居している姻族の父母を含む。）	会員 (1) 会員期間10年以上 500,000円 (2) 会員期間10年未満 300,000円 (3) 会員期間3年未満（臨時的任用職員及び会計年度職員に限る。） 100,000円 配偶者 100,000円 子 50,000円 その他 10,000円
	遺児育英資金給付金	遺児	会員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）が死亡し、幼稚園児等の児童、生徒等がいるとき。	(1) 幼稚園等 月額11,000円 (2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者 月額12,000円 (3) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は、特別支援学校の中学部に在籍する者 月額14,000円 (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校又は専修学校等に在籍する者 月額16,000円 (5) 一時金 120,000円
	結婚祝金	会	会員が結婚したとき。	50,000円
	入学祝金	会	会員の子が小学校・中学校・高等学校等に入学したとき。	10,000円（高等学校等の入学は1回限り）
厚生給付事業	銀婚祝金	会	会員が結婚後25年に達したとき。ただし、会員が退職又は退会時に満58歳以上で銀婚に達したものとみなす。	20,000円 ただし書は、事由発生日が退職又は退会後になる場合で、退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当する。
	慰労給付金	会	会員の配偶者の死亡等で再婚することなく、結婚後25年に達したとき。ただし、会員が退職又は退会時に満58歳以上で25年に達しないときは25年に達したものとみなす。	20,000円 ただし書は、事由発生日が退職又は退会後になる場合で、退職・退会時に20年以上25年未満を満たせば該当する。
	リフレッシュ給付金	会	会員が30歳、40歳、50歳及び60歳に達したとき。	30,000円（誕生日の属する月の翌月に自動給付）
	単身会員特別給付金	会	会員が結婚することなく満50歳に達したとき、又は満40歳以上で退職（死亡退職を含む。）若しくは退会（転出）したとき。ただし、この給付金を支給後に結婚した場合には、結婚祝金を支給しない。	会員期間1年につき 8,000円 会員になった日から満50歳に達した日までとする。（50歳未満で退職・退会した場合は、会員となった日から退職・退会した日までとする。）
	退会餞別金	会	会員が退職（死亡退職を含む。）したとき（退職した日の翌日から引き続き組合員となり、会員として維持する場合を除く。）、又は他の共済組合の組合員となったとき。（継続会員は除く）	在会期間3年以上10年未満 30,000円 在会期間10年以上 50,000円 （在会期間は平成23年4月1日以降の期間とし、当該期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
	無給付者給付金	会	会員が事業年度を単位として、2年間短期給付、厚生給付及びその他の給付等を受けなかったとき。ただし、事業年度を単位として2年間在会している者に限る。	3,000円（自動給付）
文化厚生事業	リフレッシュ・文化活動支援	会	会員に対し、教職員互助会ポイント（みやぎポイント）を付与又は相当額の金券等を配布。 ポイントはみやぎポイント参加登録業者で利用可能。	教職員互助会ポイント（みやぎポイント）12,000ポイント、又はポイントに代えて12,000円相当の金券等を配布。 ※ポイントは1ポイント1円として利用可能。
福祉事業	人間ドック助成	会	会員が公立学校共済組合宮城支部が実施する人間ドックを受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が人間ドックを受診したとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、前年度受診分の受給者は除く。 (1) 1日コース 限度額5,000円 (2) 宿泊コース 限度額8,000円 ※公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックの申込時に、教職員互助会への情報提供に同意した場合は自動給付とし、同意しない会員、指定団体の会員等は請求払いとする。
	脳検診助成	会	公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診を受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が脳検診を受診したとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、前年度受診分の受給者は除く。 限度額 2,000円 ※公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診の申込時に、教職員互助会への情報提供に同意した場合は自動給付とし、同意しない会員、指定団体の会員等は請求払いとする。
	インフルエンザ等予防接種助成	会	会員が医療機関等で、予防接種法に定めるインフルエンザ等の予防接種を受けたとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 限度額 2,000円 ※宮城県教育委員会、公立学校共済組合宮城支部、教職員互助会が実施する会場型のインフルエンザ予防接種を受けた場合は、提出書類は不要。
公益事業	教育文化事業	－	教育文化に関する事業を実施。	宮城県図書館等へ図書を寄贈 200万円
団体保険事業	生命保険及び損害保険の団体扱い	会	生命保険及び損害保険の団体扱い契約を締結している保険会社の保険に加入したとき、保険料が割引になる。	団体扱っている生命保険及び損害保険等 19社
	医療保障保険	会	会員、配偶者及びその子供を対象にした1年更新の医療保障保険で、入院した場合に入院給付金が給付される。	剰余金が生じた場合は配当金を給付。 保険期間8月1日～7月31日（5月募集予定）

※ 給付事由が生じた日から3年間請求しないときは時効となります。

※ 上記事業のほか、後援事業として、県教育委員会が後援している催事等を鑑賞できるよう斡旋・案内しています。